

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和6年7月17日(2024.7.17)

【公開番号】特開2023-51444(P2023-51444A)

【公開日】令和5年4月11日(2023.4.11)

【年通号数】公開公報(特許)2023-067

【出願番号】特願2021-162112(P2021-162112)

【国際特許分類】

A 61 K 8/9789(2017.01)

10

A 61 K 8/37(2006.01)

A 61 Q 1/00(2006.01)

【F I】

A 61 K 8/9789

A 61 K 8/37

A 61 Q 1/00

【手続補正書】

【提出日】令和6年7月8日(2024.7.8)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、前記溶媒における炭酸ジカブリリル、トリ(カブリル酸/カプリン酸)グリセリル、及びオリーブオイルは、略同量で含有されることが好ましく、具体的には、前記溶媒全量に対する各含有量の最大値が最小値の1.5倍以下であることが好ましく、1.2倍以下あることがより好ましく、1.1倍以下であることがさらに好ましい。また、特に好ましい態様では、炭酸ジカブリリル：トリ(カブリル酸/カプリン酸)グリセリル：オリーブオイル=1：1：1：(重量比)である。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

また、前記溶媒における炭酸ジカブリリル、トリ(カブリル酸/カプリン酸)グリセリル、及びオリーブオイルは、略同量で含有されることが好ましく、具体的には、前記溶媒全量に対する各含有量の最大値が最小値の1.5倍以下であることが好ましく、1.2倍以下であることがより好ましく、1.1倍以下であることがさらに好ましい。また、特に好ましい態様では、炭酸ジカブリリル：トリ(カブリル酸/カプリン酸)グリセリル：オリーブオイル=1：1：1(重量比)である。

40